浄化槽法（抄）

（使用の休止の届出等）

第１１条の２　浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止に当たつて当該浄化槽の清掃をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出ることができる。

２　浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知つたときは、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知つた日から３０日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第６８条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

（１）第１１条の２第１項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

（２）第１１条の２第２項、第１１条の３（浄化槽の使用廃止の届出）、第１２条の１１（使用開始の届出）又は第１２条の１６第２項（排水設備の使用廃止の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

熊本県浄化槽取扱要項（抄）

　（使用休止届等）

第１０条の２　浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、浄化槽法施行規則第３条の定める清掃を実施したことが明らかとなる書面を添付した浄化槽使用休止届出書（別記第６号の２様式）２部を提出することにより、当該浄化槽の使用の休止を保健所長に届け出ることができる。（浄化槽法第１１条の２第１項）

２　浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知つたときは、浄化槽使用再開届出書（別記第６号の３様式）２部を、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から３０日以内に保健所長に届け出なければならない。（浄化槽法第１１条の２第２項）